

## 改正派遣法に基づくマージン率の公開 説明資料

平成24年10月1日の「改正労働派遣法」施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第33条第5項）このマージン率は、以下の計算式で算出されます。（当該割合に少数低下一位未満の端数があるときはこれを四捨五入する。）

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} = 30.3\%$$

一番多くを占めるのがスタッフさんの給与で料金総額の約69.74%です。

次いでスタッフさんの雇用主として負担する労働保険・雇用保険・厚生年金など社会保険料が約4.95%となります。

また、スタッフさんの有給を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金請求はできませんが、会社としては、スタッフさんの雇用元としての賃金の支払いが生じるため、その引き当て分としての費用が含まれます。

その他、当社営業担当者などの人件費、賃借料、募集費用をはじめとする諸経費（会社運営費）がかかることからこれらすべてを差引いた残り約1.91%程度が会社の営業利益となります。

(2021年2月1日～2022年1月31)

